

都労委平成 30 年不第 15 号不当労働行為救済申立事件

申立人 東京南部労働者組合

申立人 松 浦 聡

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

### 準備書面 (3)

2019 年 2 月 11 日

東京都労働委員会 御中

申立人 東京南部労働者組合

執行委員長 池 永 真 二 印

申立人

松 浦 聡 印

争点「平成 29 年 2 月 24 日、水内敦子課長代理が、組合員松浦聡が作成した起案文書を破棄し、松浦を経由することなく起案文書を作成し直して決裁を得たことは、組合活動故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否か(1・3号)」に関し、補充すべき事実について以下に記します。

#### 第 1 被申立人協会水内事業課課長代理の不当労働行為を補充する事実

##### 1 第 1 回団体交渉翌日の支配介入言動

2016 年 4 月 18 日の第 1 回団体交渉の翌日 4 月 19 日、被申立人協会（以下、協会という）水内事業課課長代理は申立人松浦組合員（以下、松浦組合員という）を睨みつける、松浦組合員だけに終業時刻に早く退勤するよう強い口調で指示するなど、あからさまな敵対行為を顕にした。

松浦組合員退勤後、同部署の■■事業課係長を会議室に呼び、申立人組合（以下、組合という）加入の事実、他の組合員の存在を聞き出そうとし、松浦組合員の組合活動に対する怒りを表明するなど、組合への支配介入・組合嫌悪・組合敵視言動を行った。

この事実は水内事業課課長代理が呼び出した■■事業課係長から、同日の夜に松浦組合員がその顛末を電話及びテキストチャットにより直接聞いたことにより判明した。

【2018 年 2 月 23 日付申立書の 3 頁 第 1 の 2 の 2) の 1～6 行目】

【2018 年 3 月 12 日付補充書の 4 頁 2016 年 4 月 19 日の項】

【2018 年 4 月 3 日付答弁書の 2～3 頁 第 2 の 2 の (2) の 1～4 行目及び 5 頁 第 3 の 3 の ②】



年 6 月 15 日の項及び 14 頁 2017 年 11 月 21 日の項】【2018 年 5 月 8 日付申立人準備書面 (1) の 10 頁 第 4 の 2 の 6～8 行目】。

協会は、松浦氏を ISBN コード・書籍 JAN コード管理の担当者から外そうとしたこともない【2018 年 11 月 9 日付被申立人準備書面 1 の 3 頁 第 2 の 2 の 10～15 行目】などと弁解しているが、事実と反する。松浦組合員が提出した 2017 年 11 月 21 日の書籍 JAN コード更新申請・更新料支払いの支出に関する決裁書類には、更新申請書の写しを添付し、水内事業課課長代理はそれを確認した上での発言であったからである。【甲 55 号証】

日本図書コード管理センター発行の『ISBN コード 日本図書コード 書籍 JAN コード利用の手引き 2010 年版』には、必ずコード管理担当者を置いて責任をもってあたってくださいとあり、複数人で管理することは奨励されていない。【甲 56 号証】

ましてや、2018 年度末で定年退職を迎える■■事業課係長に引き継ぐ必然性は全くなく、松浦組合員の担当業務外しを企図したものである。

## 5 編集会議打ち合わせからの申立人松浦組合員排除による不利益取扱い

【2018 年 3 月 12 日付補充書】【2018 年 11 月 5 日付申立人準備書面 (2) の 4 頁 第 3】において、2017 年 1 月 25 日、2 月 16 日、4 月 3 日、6 月 15 日、11 月 7 日、11 月 27 日の編集出版企画委員会会議打ち合わせ等からの松浦組合員の排除を挙げている。

それ以降の機関誌編集業務の打ち合わせからの排除は、2018 年 5 月 16 日、8 月 28 日、11 月 27 日と引き続き発生している。

この件について、協会は あくまでも課長代理と係長としての打ち合わせを別室で行ったに過ぎず、何ら問題視されるようなものではない と開き直っているが【2018 年 11 月 9 日付被申立人準備書面 1 の 3 頁 第 2 の 2 の 1～4 行目】、業務分担について明確にせず、課内での話し合いも合意もないままに、これまで長年にわたり編集出版企画委員会運営に携わってきた松浦組合員を担当業務から排除する意図は明白である。

## 第 2 申立人組合らの主張

2016 年 4 月 19 日の水内事業課課長代理の組合への支配介入言動をはじめとして、水内事業課課長代理が他の職員（非組合員）には行わない、松浦組合員だけに向けられた業務連絡や打ち合わせ等からの排除、担当業務外し、威嚇的態度は継続して行われ、その最たる行為として 2017 年 2 月の起案文書の破棄という不利益取扱いが発生している。

以上、一連の水内事業課課長代理の行為は、松浦組合員の職務経歴を故意に過小評価し、仕事上の人間関係からの切り離しを図る典型的な職場のハラスメント行為であるばかりか、良好な労使関係を求めて組合活動を行う組合員への悪質な攻撃であり、組合活動故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に他ならない。

また、それを放置し、容認している末吉事務局長をはじめとする、協会事務局幹部も同様と言わざるを得ない。

以上